

令和8年(2026年)3月23日

## 入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

下関市長 前田 晋太郎

### 記

- 1 業務名 吉母漁港ポンプ場清掃及び汚泥収集運搬業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務場所 下関市大字吉母字黒嶋458-1
- 4 業務概要 吉母漁港ポンプ場の清掃及び汚泥(産業廃棄物)の収集運搬 一式  
(詳細 別紙1仕様書のとおり)
- 5 入札参加条件(次に掲げる要件をすべて満たすこと)
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 令和8年3月1日現在の下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿において、業種「庁舎等管理業務」、営業品目「建物清掃」かつ業種「廃棄物処理(収集・運搬・処分等)」、営業品目「産業廃棄物」に登録があること。
  - (3) 下関市内に本社・本店を有すること。
  - (4) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- 6 申請方法  
入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(様式1)に次に掲げる書類を添えて、下関市農林水産振興部農林水産整備課漁港係(〒750-0005 下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階)に持参又は下関市役所本庁(〒750-8521 下関市南部町1番1号)に郵送(提出期限までに必着のこと)すること。
  - (1) 過去2年間の間に国又は地方自治体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行している場合は、その契約書の写し
- 7 申請書提出期限  
申請書の提出期限は、令和8年3月27日(金)17時までとする。  
なお、申請書が不備の場合、又は受付期限を経過した場合は受理しない。

## 8 入札参加資格の決定

- 入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式2）により令和8年3月31日（火）までに通知する。  
承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 9 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月23日（月）9時から令和8年3月27日（金）  
17時まで  
(2) 備付場所 下関市農林水産振興部農林水産整備課及び下関市ホームページ

## 10 質問の方法

- (1) 本業務の参加申込に関する質問は、下関市農林水産振興部農林水産整備課にファクシミリにて提出すること。（FAX番号）083-231-4786  
(2) 質問の期限は、令和8年3月25日（水）17時までとする。  
(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

## 11 入札方法

- (1) 持参によること。郵便による入札は認めない。  
(2) 入札において使用する入札書は、別添様式（様式3）を使用すること。  
(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(4) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式4）を提出すること。  
(5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名までとする。

## 12 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年4月6日（月） 11時00分  
(2) 入札場所 カラトピア4階会議室 内

## 13 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、「入札参加資格確認通知書」（様式2）と併せて通知する。

## 14 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

## 15 その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。  
(2) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通

知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市農林水産振興部農林水産整備課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

- (3) (2) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (6) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
  - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
  - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
  - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
  - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
  - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

以上